



WELCOME TO
THE PENTAGON



Austal USA モービル本社訪問調査 & ペンタゴン海軍省医療局・輸送艦局合同意見交換会議

US Department of the Navy Exchange of Opinions (Washington DC)

11月27日 超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟9回総会資料

超党派議連渡米代表：津島 淳事務局長

総会ご出席の議員に寄せて 渡米の目的を知って頂くために

シナリオ：

2018年6月18日 米海軍病院船マーシー戦後初の東京寄港

衆議院災害対策特別委員会

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案 概要

目的（第1条）

海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する。

基本理念（第2条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することが可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）

国の責務（第3条）

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

基本方針（第4条）

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる人材の育成
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保
- ⑥ 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
- ⑧ その他

必要な措置（第5条）

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な措置を講ずる。
必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

整備推進計画（第6条）

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な整備推進計画を策定しなければならない。
内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

本部（第7条―第15条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、全ての閣務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部及びその事務局を設ける（本部長は、内閣総理大臣）

施行期日（附則第1項）

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

検討（附則第2項）

本部について、施行後五年を目途に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2021年6月11日成立

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

- 1）右記の原点の再確認～渡米に至った背景
- 2）在日米大使館の協力等、日米同盟の意義
- 3）Austal USA 次世代型医療船海軍省発注の背景
- 4）軍民共同訓練～実現までの実務的スキルUP
- 5）喫緊の課題について



2)日米同盟の意義～米国海軍との協力体制

① 建造時の協力体制

- ・ 米国海軍から、日本の病院船のコンセプトを理解したうえで、その意義に賛同し、日本に適合する機能を想定した助言、支援を得られる確証が得られたこと
- ・ 米国海軍の病院船は、日本の病院船のコンセプトとは全く異なるが、ベセスダ級遠征医療船（EMS）のコンセプトのうち、高速性、水深制限のある港にも着岸可能であることなどは、日本の病院船の設計においても参考にすべき特徴を持っている。これらの設計思想や現実的なスペック構築において、助言が得られることが確約された。
- ・ 一方で日本の病院船では、避難者の収容や生活支援、安全な場所への移送などの機能を持つことが十分考えられるが、1隻の船舶で背反する機能を追求するよりも、複数の船舶による船団を構成して機能提供することが望ましいとの助言が得られた。米国においてもマーシー級の病院船を即時に引退させるのではなく、新船との組み合わせた活用も想定することが表明され、そのオペレーションを学ぶことは日本においても有意義な側面があることが予想される。

② 共同訓練及び太平洋パートナーシップでの協力体制

- ・ 米国海軍と訪問団との意見交換において、太平洋における日米パートナーシップの重要性が共有され、環太平洋における共同訓練、演習及び同盟国への人道支援実行の可能性について確証が得られた
- ・ 米国海軍からは官民の連携したトレーニングは可能であるとの見解を得た。
- ・ 太平洋パートナーシップの重要性と期待について、津島議員を日本の代表と捉え、今後の活動についても、連絡を取り合い協議できる関係性が築かれたことは、国家的な成果があった
- ・ 環太平洋での共同活動に関する日本の病院船への期待感が表明されたことは、日本の病院船の意義を世界水準に引き上げることにつながる



Explanation Medical Ship原型の輸送艦EPS

3) Austal USAによると、海軍省は医療提供機能を有する次世代遠征医療船（**Explanation Medical Ship**）EMSを3隻発注している。完成年度は明らかにされていないが2～3年内の完成と推測。これは近年安全保障上の緊迫が予想されるインド太平洋海域に配置が予定される可能性が高いことがわかった。さらには、我々議連が、病院船とは何かを国民に知って欲しい機会創出のために初めて東京港（大井埠頭）に寄港した世界最大の病院船マーシーは、海に浮かぶ“病院母船”として活用されることがわかった。



- ・ Austal社の評価
- ・ 米国海軍は、Austal USAの評価に関して、一仮に日本にEMSタイプの船が導入される場合Austal USAから、日本の会社（三菱重工、川崎重工他）への日本側での対応可能性について言及があった。

4) 軍民共同訓練～実現までの実務的スキルUP

- ・ 米国海軍は、共同訓練の運用方法を標準化するためにWHOや国連のガイドラインを参考としたSOP（標準作業手順書：Standard Operating Procedures）を準備している。
- ・ 医療船の派遣先にてオンデマンドで訓練が求められるケースがあり、Center for Global Health Engagement（CGHE:グローバルヘルスエンゲージメントセンター）と連携して訓練を実施している。

・所見） 太平洋プレートの海溝型大規模災害の懸念は東日本大震災の教訓もあり、フィリピンプレート（地震帯）で多発する海域周辺国での災害は、日本領海内だけに目を向けていては、近年安全保障上の緊迫が予想されるインド太平洋に重なる地域へG7国として、国際貢献へ寄与する人道支援への対応も含む、米次世代医療船の配置までに人材育成の実務的なスキルアップを米海軍が支援申し出の軍民共同訓練への参加は喫緊の課題にある。

来年度予算案に向けて

以下の事項について来年度の予算を手当てしておくべき

1. 国連OCHA訪日対応

2. 欧州調査

- ① ドイツTHW本部視察
- ② イタリア政府ボランティア組織による避難所設営
- ③ 国連OCHAのスイスジュネーブ部隊視察要請あり

議員の皆様にご意見いただきたい課題について

- 1) 法の遵守：災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律
- 2) 組織体制の整備並びに組織政策・整備基本計画策定（委員会設置）の検討
- 3) 12月議連総会において、次年度予算の審議等の定例化
- 4) 日米軍民共同訓練への参加支援～米大使談：人道支援等海洋国日本の国際化奨励
- 5) 超党派議連役員改選及びPT委員会委員改選について